

令和 7 年度

小浜市歳入歳出決算健全化審査意見書

小浜市監査委員

目 次

令和 7 年度小浜市財政健全化審査意見書	1
令和 7 年度小浜市水道事業会計経営健全化審査意見書	3
令和 7 年度小浜市下水道事業会計経営健全化審査意見書	4
令和 7 年度小浜市産業団地整備事業特別会計経営健全化審査意見書	5

浜 監 第 5 9 号
令和8年8月6日

小浜市長 杉本 和範 様

小浜市監査委員 吉田 善人
小浜市監査委員 今井 伸治

令和7年度小浜市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された小浜市の令和7年度決算における健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、小浜市監査基準に準拠し審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度小浜市財政健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 6 日から令和 8 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	13.38	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	18.38	30.00
③ 実質公債費比率	12.3	11.7	11.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	73.1	79.5	94.0	350.0	

* 実質赤字比率・連結実質赤字比率について「—」の表示は、赤字額がないことを表している。

(2) 個別結果

① 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字比率）

令和7年度において実質赤字が生じていない。

② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字比率）

令和7年度において連結実質赤字が生じていない。

③ 実質公債費比率（公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率）

令和7年度の実質公債費比率は12.3%であり、前年度より0.6ポイント上昇（悪化）しているが、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

④ 将来負担比率（出資法人等を含め一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率）

令和7年度の将来負担比率は73.1%であり、前年度と比較すると6.4ポイント低下（改善）している。早期健全化基準の350.0%と比較してもこれを下回っている。

(3) まとめ

本市の令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されず、実質公債費比率および将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回ったが、今後も財政需要の増大が見込まれることから、中長期的な視点に立った財政運営にあたられるとともに、これらの財政指標の推移に十分留意し、健全財政の維持に努められたい。

浜 監 第 6 0 号
令和8年8月6日

小 浜 市 長 杉 本 和 範 様

小 浜 市 監 査 委 員 吉 田 善 人
小 浜 市 監 査 委 員 今 井 伸 治

令和7年度小浜市公営企業会計経営健全化
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定により審査に付された小浜市の令和7年度公営企業会計決算における資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、小浜市監査基準に準拠し審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度小浜市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

水道事業会計資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20.0

* 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

* 「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

(2) 個別結果

令和 7 年度小浜市水道事業会計について、実質的な資金不足は生じていない。

(3) まとめ

引き続き健全財政の維持に努められたい。

令和 7 年度小浜市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

下水道事業会計資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20.0

* 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

* 「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

(2) 個別結果

令和 7 年度小浜市下水道事業会計について、実質的な資金不足は生じていない。

(3) まとめ

引き続き健全財政の維持に努められたい。

令和 7 年度小浜市産業団地整備事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

産業団地整備事業特別会計資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—		20.0

* 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

* 「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

(2) 個別結果

令和 7 年度小浜市産業団地整備事業特別会計について、実質的な資金不足は生じていない。

(3) まとめ

引き続き健全財政の維持に努められたい。